

# 音更町スポーツ競技大会参加補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ部門において優秀な成績を収め、全道大会以上のスポーツ大会(以下「スポーツ大会」という。)に参加するものに対し、音更町教育委員会補助金等交付規則(平成18年音更町教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、その費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象大会等)

第2条 補助の対象となる大会は、十勝管外で開催される大会で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、全道大会にあつては北海道全域を対象として行う大会又は全国大会の予選大会を兼ねた北海道を2つの区域に分けて行う大会とし、全国大会以上の大会にあつては、次の第1号から第3号まで及び第5号に規定する大会の主催者が後援する大会を含むものとする。

- (1) 国又は都道府県が主催する国民体育大会(道外で開催される場合に限る。)
- (2) 日本スポーツ協会又は北海道スポーツ協会(スポーツ少年団を含む。)が主催する大会
- (3) 前号の団体に加盟する各競技団体が主催する大会
- (4) オリンピック、世界選手権、アジア競技大会その他の国際大会で、教育長が認めるもの
- (5) その他全道又は全日本規模の団体が主催する大会で、教育長が認めるもの

## (補助対象者)

第3条 補助の対象となるものは、町内に在住する個人又は構成員として町内在住者がいる団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) スポーツ大会への参加資格を地区の予選大会又はこれに準ずる大会等の結果により獲得したもの(地区の予選大会等の出場者数又は団体数が、参加するスポーツ大会への出場資格枠数以内の場合を除く。)
- (2) スポーツ大会の選抜大会等に出場するため、競技団体等から十勝、北海道又は日本の代表として選ばれたもの
- 2 前項各号に掲げる個人又は団体を構成する者が小学生又は中学生の場合にあつては、指導者(指導者が帯同できない場合に限り、当該指導者が委任した者を含む。)1名を補助の対象とする。ただし、指導者は、引率者ではなく、現に指揮・監督する者であつて、活動拠点が町内にあると認められるものに限る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2号から第5号までに掲げる大会に参加する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。
  - (1) 道内で開催されるスポーツ大会に高校生が参加するとき。
  - (2) 国内で開催されるスポーツ大会に一般が参加するとき。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額とする。

- 2 前条第1項に規定する団体にあつては、スポーツ大会の登録選手のうち、現に参加する町内在住者に別表の区分に応じた額を乗じて得た額を補助金の額とする。
- 3 主催者又は所属する団体等から旅費等が支給される場合の補助金の額は、前2項に定める額から当該支給される額に相当する額を控除した額とする。

## (補助金の交付申請書に添付する書類)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第6条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予選大会の開催要項及び成績が確認できる賞状又は記録証の写し
- (2) 参加するスポーツ大会の開催要項
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(事前協議)

第6条 補助金の交付決定又は交付を受けた者(以下「補助事業者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長に事前に協議し、その指示を受けなければならない。

- (1) 主催者又は所属する団体等から支給される旅費等の額に変更が生じたとき。
- (2) 参加する者若しくは参加する指導者又はその人数に変更が生じたとき。
- (3) スポーツ大会に参加することを中止するとき。

(補助金の実績報告書に添付する書類)

第7条 補助事業者等は、補助金の実績を報告するときは、規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 参加した選手の氏名の記載されたスポーツ大会のプログラム
- (2) 参加したスポーツ大会での成績
- (3) その他教育長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

別表(第4条関係)

大会区分	補助金額(個人)	補助金額(団体)
全道大会	8,000円	スクールバスを使用しない場合 1名につき 8,000円
		スクールバスを使用する場合 1名につき 6,000円
全国大会	30,000円	1名につき 30,000円
国民体育大会	結団式に参加する場合等で、居住地から道内の当該結団式等の場所までの交通費が支給されない場合に限り、8,000円を限度として、教育長が認める額	結団式に参加する場合等で、居住地から道内の当該結団式等の場所までの交通費が支給されない場合に限り、1名につき8,000円を限度として、教育長が認める額
国際大会	教育長が認める額	

備考

- 1 全道大会におけるスクールバスの使用については、補助対象となる小学生又は中学生が10名以上で大会へ参加する場合に限る。
- 2 道内で開催される全国大会については、全道大会の大会区分に準じて取扱うものとする。